

専決第20号

令和5年7月7日

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分について

豪雨災害被災者等特別援護資金の貸付により、市民と事業者の生活や事業の立て直しを支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和5年度松山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,773,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		17,221,907 千円	180,000 千円	17,401,907 千円
	1 基金繰入金	17,188,942	180,000	17,368,942
歳入合計		214,593,087	180,000	214,773,087

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		104,907,202 千円	100,000 千円	105,007,202 千円
	4 災害救助費	0	100,000	100,000
6 農林水産業費		3,098,412	30,000	3,128,412
	1 農業費	1,042,674	30,000	1,072,674
7 商工費		9,183,995	50,000	9,233,995
	1 商工費	7,472,220	50,000	7,522,220
歳出合計		214,593,087	180,000	214,773,087